

県吏員職員退隠料条例及び恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十五号

県吏員職員退隠料条例及び恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

（県吏員職員退隠料条例の一部改正）

第一条 県吏員職員退隠料条例（昭和八年十一月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第一号中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）ニ依ル改正前ノ地方自治法」に改め、同条第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）ニ依ル改正前ノ地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、同条第八号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）ニ依ル改正前ノ学校教育法」に改め、「昭和二十二年法律第二十六号」の下に「以下「改正前ノ学校教育法」トイフ」を加える。

第十条ノ二及び第三十七条ノ十五第一項第一号中「学校教育法」を「改正前ノ学校教育法」に改める。

（恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年八月奈良県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法」に、「本項及び次項中」を「この項及び次項において」に改め、同項第五号中「第九条第一項」を「第九条の二第一

項」に改め、同項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「。以下「改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という。」を加え、同項第八号中「学校教育法」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）による改正前の学校教育法」に改め、「昭和二十二年法律第二十六号」の下に「。以下「改正前の学校教育法」という。」を加え、同条第四項各号列記以外の部分及び第一号中「学校教育法」を「改正前の学校教育法」に改め、同項第二号イ中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。